

平成28年 第5回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成28年5月18日(水) 午後2時00分開会  
午後3時00分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
33	「平成28年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」	承認
34	「摂津市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命の件」	承認
35	「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
36	「平成28年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」	承認
37	「摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問の件」	承認

出席者

委員 長 委員長職務代理者	大矢優子 福元 実	教育総務部参事 総務課長	東角泰典 溝口哲也	総務課長代理 兼総務係長	藤原英昭
委員 委員	齊藤公男 山手知榮子	子育て支援課長 次世代育成部参事	木下伸記	子育て支援課長代理 兼子育て支援係長	湯原正治
教育 長	箸尾谷知也	兼こども教育課長 学校教育課長	小林寿弘 野本憲宏	学校教育課参事 兼課長代理	奥野友紀
教育総務部長 次世代育成部長	山本和憲 前馬晋策	教育支援課長 兼教育センター所長 生涯学習課長	撰田裕美 柳瀬哲宏	こども教育課長代理 生涯学習課長代理 兼安威川公民館長 総務課保健給食係長 総務課係員	浅田明典 伊部貴雄 森崎孝弘 窪 秀昭

委員長

ただいまから、平成28年第5回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員です。よろしくお願いいたします。

まず、議事進行につきまして各委員にお諮りします。本日は付議事件が5件、報告事項が3件ございますが、議案第37号は、摂津市立小中学校結核対策委員会への諮問に関する案件でございます。この議案につきましては、対象者の個人情報から特定の個人が識別される恐れがありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。

従いまして、まず、議案第33号から第36号を審議し、続いて、「報告事項」のすべてを終えた後に、暫時休憩を取り、引き続き秘密会を宣言し、議案第37号について関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員より異議なしの声)

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第33号「平成28年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、総務課から説明をお願いします。

総務課長

議案第33号「平成28年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書等により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。特にございませんので、議案第33号「平成28年度摂津市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

では、続きまして議案第34号「摂津市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命の件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長代理  
兼安威川公民館長 議案第34号「摂津市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。特にございませんので、議案第34号「摂津市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命の件」については承認いたします。

では、続きまして議案第35号「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長代理  
兼安威川公民館長 議案第35号「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

委員長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。改修により、公民館の隣にあった集会所を集会室2としたということですね。集会室2の使用料がいくらになるかということは決まっているのでしょうか。

生涯学習課長 集会所として使用していた時と同様の額で使用できるようになっております。

委員長 ありがとうございます。  
他にご質問等ございませんでしょうか。特にございませんので、議案第35号「摂津市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」については、承認いたします。では、続きまして議案第36号「平成28年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」につきまして、総務課・子育て支援課・子ども教育課より説明をお願いします。

総務課長 議案第36号「平成28年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

総務課長 子育て支援課長 こども教育課長	【以下、議案書等により説明】
委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 保育所のICT化についてですが、システムを導入することによって職員研修が必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。
こども教育課長	システムの導入業者からは、操作方法等を含めて研修をしていただく予定となっております。
委員長	民間保育園の導入希望園が、ICT化については16園で、ビデオカメラについては10園となっておりますが、6園の差はどういうものでしょうか。
こども教育課長	規模の小さな園が午睡やプールについて、ビデオカメラがなくても管理ができるということで、導入の要望がありませんでした。
委員長	ありがとうございます。
委員長職務代理者	ビデオカメラの映像の保存期間はどれくらいでしょうか
こども教育課長	機種によって異なりますが、一定期間を過ぎれば上書きされていくことになります。
委員長職務代理者	そうであれば、例えば、半年前にこんなことがあったという訴えがあった場合には映像が残っていないこともあるということですか。
こども教育課長	上書きされるまでの期間になります。
委員長職務代理者	なんらかの事情で映像が必要になった時に、上書きまでの期間が短いと活用できなくなるのではないのでしょうか。

こども教育課長	公立保育所では市が購入する機種を決定します。民間保育園については、補助金を受けて、各保育園が購入する機種を決定します。なるべく、上書きされるまでの期間が長くなるような機種を選定するよう各民間保育園に勧めていきたいと思えます。
委員長職務代理者	よろしくお願ひします。
委員長	先ほど6園がビデオカメラを要望していないということでしたが、不審者対策としては、あつた方がいいのではないでしようか。
こども教育課長	民間保育園は16園ありまして、ビデオカメラを要望しているのは10園で、要望していないのは6園になります。今回導入されるビデオカメラは防犯カメラではなく事故防止検証のためのものとなります。午睡やプール時に事故があつた時の検証に使つたり、プールの様子を観察し今後の保育の進め方に役立てたりします。防犯カメラはまた異なる目的で設置されています。
委員長	<p>ありがとうございます。他にご質問等はございませんでしようか。特にございませんので、議案第36号「平成28年度一般会計補正予算第1号原案承認の件」については、承認といたします。他にご意見等はよろしいでしようか。</p> <p>では、次に移ります。</p> <p>4. 報告事項(1) 事業実施に伴う後援等名義の使用許可について、総務課より説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>[事業実施に伴う後援等名義の使用許可について説明]</p> <p>説明が終わりでしたが、何かご意見・ご質問等はございますか。特にございませんので、次に進みます。(2) 平成28年度4月までの問題行動等の報告について、学校教育課より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	[平成28年度4月までの問題行動等の報告について説明]
委員長	説明が終わりでしたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

山手委員 去年いただいた資料とも見比べていたのですが、去年は「暴力行為に対する成長を促す指導の充実」というものがありました。しかし、今年はこのについて大きく触れられてはいませんでした。去年はどのようなことがなされて、結果としてどのような効果があったのでしょうか。

学校教育課長 成長を促す指導につきましては今年度も引き続き実施しております。昨年度は、どうしても問題を起こした子どもにばかり対応が偏るところを、それ以外の子どもたちや集団に対しての関わりを行い、全体としても成長が促せるような取組みを続けてきました。しかし、その効果については数値で報告することは難しいと思います。今年度も、問題行動を起こしそうな子どもだけではなく、様々な子どもたちを認め支えていく体制を続けていきたいと思っています。

山手委員 わかりました。資料を見ていると、中学校の不登校が3年間で大きく増加していますが、特に中学校に特化して行っている取組みはありますか。

学校教育課長 先ほど申しあげました成長を促す指導につきましては、中学生を中心に取り組んでいます。生徒指導の機能充実ということで、大阪府から非常勤講師等の人材を配置していただいております。それらを活用して、中学校で問題行動の対応に合わせて、問題行動に重点を置くこども支援コーディネーター等の加配教員が各学校に配置されており、各教員が不登校に手厚く対応できるようにという取組みが行われています。

委員長 数としてはあげにくいですが、取組みの効果は感じられるということですか。

学校教育課長 不登校についてはそれぞれでケースが異なるので、答えにくいですが、文部科学省の生徒指導調査官から助言をいただきながら、新規で不登校になる児童生徒の数を減らしていこうという取組みを一部の中学校を中心に、進めていこうと思っています。学校からはこの取組みに対する手応えを感じていると聞いています。

委員長

よろしく申し上げます。

齊藤委員

一昨年、大阪市教育委員会では問題行動のレベルと対応策が議論され、激しい暴力を伴った問題行動を繰り返す児童生徒に対して、家庭での十分な指導が期待できない場合は、個別指導教室に入れて、立ち直させる方針であることを新聞報道で知りました。そこでお伺いしますが、平成28年度取組みの(2)レベルに応じた問題行動チャートの活用において、毅然とした態度で一貫した指導を行うとありますが、個別指導教室のような方針が含まれているのでしょうか。

学校教育課長

児童生徒の問題行動の内容を程度によってどこの関係機関にどう繋ぐのか、どのような対応をとるのかをまとめたのがこのレベル毎に作成したチャートです。例えば、こういう事案を起こした場合については警察と繋がる、というようなことまでは示していますが、個別指導がどうか具体的な方策までは示していませんので、学校にはこのチャートを基に進めてもらい、学校にもこのチャートを活用する中で、改善点をあげてもらい、その都度、より良いものに改善していきたいと思えます。

委員長

チャートを見せていただくことはできますか。よろしく申し上げます。

前回の定例会の時に取組みの効果が少しずつでてきているということでしたが、不登校で学校に復帰できた子どもが増えてきているということ等を具体的に示せるものはないのでしょうか。例えば、暴力行為は同じ子どもが繰り返して起こしている。でも、その件数がだんだん減って、立ち直っているという状況が、この資料では見られないです。そういったものを示すことはできないでしょうか。

学校教育課長

問題行動については、特定の学校に偏ってしまっていて、その学校によって状況も異なっており、一昨年度多かった学校の件数が減少してきた状況もありますので、取組みの効果が一定あったと申し上げているのはそういった理由からです。

不登校につきましては、一人ひとりがどのような関係機関と繋が

っているのかという詳細なデータを作成しまして、対応していますが、長期化している子どもが学校に復帰し始めているという数字はあげることにはできていません。欠席日数が少なかった者が、多くならないようにとどめているケースは、こども支援コーディネーターを中心に、教員が関わることによる効果だととらえています。

委員長職務代理者 いじめで保護者が指導しないしてほしいというのが一番学校としても困ることだと思います。その後の子どもの様子は普段通りに登校しているということですが、現状では子どもの様子の変化を担当の先生が見守るしかないのかと思います。保護者が指導しないしてほしいということで、今はそれでいいかもしれませんが、先生には何かの折りに指導できるよう心掛けていただきたいと思います。

委員長 謝罪されることで、返って負担になるということでしょうか。

委員長職務代理者 ある保護者とは話をして返金をしてもらっているが、返金してもらっていない保護者もいるようで、保護者間でそれぞれどのような話をされているのか把握しているのでしょうか。

学校教育課長 保護者同士の関わりについて詳細には把握しておりません。今回の件については、保護者間でこれ以上関わりたくないと言われている状況もあるようです。また、加害側の保護者の関係性もよくないようです。

委員長 中学生では保護者とはある程度自立しているのですが、まだ、小学生では保護者の影響力が強いので、保護者同士の関係性が悪いとそれを改善するのは難しいと思います。最近、このような案件が増えているのも気がかりです。

教育長 いじめを受けていることを保護者や子どもが先生に報告し、それが加害者に伝わるとさらにいじめられてしまうのではないかという恐れにより、内密にしてほしいという保護者からの申立ては昔からありました。しかし、そのままにしておくと解決には繋がりません。子どもたちが日々人の目を気にしながら学校生活を送るというのはつらいことですので、正しい関係性を作れるよう、保護者と教

員が信頼関係を築いていくことが必要です。

また、経験の浅い若手の教員が増えていますが、このような事案はポイントを押さえて対応をパターン化することもできます。先ほどチャートを活用するという話を聞かせていただきましたが、例えば事実確認をする際にも、うまくポイントを押さえて手順を踏んでいけるよう、教員が理解できるものも作っていく必要があります。

単に、「法律で罰せられるから、してはいけない」、という意味でチャートに沿っていくのではなく、学校の場合では、子どもの背景には家庭環境や友人関係等さまざまなことがありますので、同じような暴力行為があったとしても、まったく同じような対応はできません。チャートを活用しつつ、一人ひとりの子どもに向き合いながら指導していく必要があります。

成長を促す指導につきましては、平成28年度の原案にも書かれていましたが、成長を促すという要素がない指導は教育者の立場としては考えられないものだと思います、除かせていただきました。児童生徒に対して、単に対処療法をするのではなく、プラスになるような指導を望んでいます。教員にはすべての指導が成長を促す指導であるという認識を持っていただきたいと思っています。

山手委員

成長を促す指導については、日々の授業の中で特別なことを何かしていくものだとも思っていました。先ほど教育長が話されたとおりで学校の方でも進めていただきたいと思います。

委員長

いじめの認知件数について、平成27年度に飛躍的に増加したのは文部科学省の通知によるということですが、本人の訴えよりは、保護者や家族や教職員による訴えの方が多かったということです。それは周囲のアンテナが高くなったということだと思います、このまま子どもたちを見守っていく姿勢を続けていただきたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。

特にございませんので、次に進みます。(3) 各課事業日程報告について、総務課より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見等はありませんか。ご質問等がないということですので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

委員長

それでは秘密会として再開します。

議案第37号の審議をいたしますので、総務課から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。ただ今をもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦勞様でした。